

とができるようにすることが適当であること、一定の要件、これは政党要件でございますので国会議員五人以上又は直近の国政選挙二％以上ということでございますが、一定の要件を満たした候補者届出政党は政見放送の品位を損なうような政見ビデオを持ち込むことは考えにくいこと等の理由によるものと承知しております。

また、平成三十年、これは参議院選挙区選出議員の選挙において一定の要件を満たす候補者についても持込みビデオ方式が認められたということでございます。この法案の審議におきましては、提案者の方から、持込みビデオ方式はスタジオ録画方式と比べて自由度が高いこと等から品位を欠くビデオが持ち込まれる懸念があり、そのようなビデオを持ち込むことが考えにくい候補者届出政党と同様の要件を満たす政党の所属候補者、推薦候補者に限って認めることが適切であるというように説明をされております。

対象を更に拡大するというようなことにつきましては、まさに委員もおっしゃいましたが、選挙運動の在り方に関わる問題でございますして、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えてございます。

○福田宏委員 時間が参りましたのでこれで終わりとなりますが、ビデオを持ち込むと品位がどうかという話ですが、もはや政見放送では既に品位のないものがこれだけ放送されているわけですから、やはりそこはしっかりと我々も政治家として考えていかなければいけないと思っております。お時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

まず最初に、NHK経営委員会委員長の基本姿勢を確認したいというふうに思っております。まず、古賀委員長、NHKと国民・視聴者との関係において最も大事だと考えておられるのは何でしょうか。

○古賀参考人 私は、NHKというのは公共放送でありますから、やはり全国あまねく、どんなときでもきちんとお届けするというのがまず一義でありまして、中身については、正確性がある情報、そして願わくば、私は、良質で国民が世界に向けても誇れるような番組を作っていっていただきたい、このように考えております。

○辰巳委員 私は、国民・視聴者との関係でやはり大事なのはそれぞれの信頼ではないかというふうに思います。番組の内容はもちろんのことなんです。NHKの運営に関しては公平あるいは公正に行われているのか、これが非常に大事ではないかというふうに思っています。

今日は、その信頼を揺るがした、かんば生命の不正販売報道においてNHK経営委員会がNHK会長に圧力をかけたのではないかという問題を取り上げたいと思います。簡単に事件を振り返りたいと思います。

二〇一八年四月の二十四日に放映されたかんば生命の不正販売番組の報道後、七月の七日、七月十日には統編制作のための情報提供を呼びかける動画がSNSに投稿されました。直後の七月の十一日に日本郵政側が上田当時の会長に宛てて、犯罪的営業を組織でやっている印象を与えると申し入れて、ツイッターに投稿した動画の削除も求めました。

後日、番組関係者が日本郵政に説明をした際に、番組制作と経営は分離しているため会長は番組制作に関与しないと発言したことを郵政側は殊更問題視しまして、番組制作、編集の最終責任者は会長であることは放送法上明らかと改めてNHKに抗議をして、NHKのガバナンスの検証を求めました。番組は動画を削除しまして、計画をされていた統編の放送延期となりました。

九月の二十五日、日本郵政の鈴木康雄副社長がNHK経営委員会の森下俊三委員長代行と面会をいたしました。その場で森下氏は鈴木氏に、経営委員会に正式に申し入れるよう助言をしたとされています。

十月の五日に日本郵政グループ三社長がガバナンス検証を求める申入れを行いました。十月の二十三日、経営委員会は上田会長をガバナンス強化などを名目に厳重注意して、日本郵政に対しては会長に厳しく伝え注意したとする文書を送付しました。十一月六日には上田会長は事実上謝罪する文書を郵政側に届け、郵政側は十一月七日付で、経営委員会に対しそれを了とする文書を届けたというところでございます。これが一連の経過でございます。

まず、総務大臣に確認をしたいと思います。放送法の三十二条、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない、あるいは第三十三条、放送番組は法律に定める権限に基づく場合でなければ何人からも干渉され又は規律されることのないという規定、これは何のためにあるんでしょうか。

○豊嶋政府参考人 答えたいします。

まず、放送法三条につきましては、これは、放送番組の編集は放送事業者の自主的な規律に委ねられるべきとの趣旨から設けられた規定であると承知しております。

また、放送法三十二条につきましては、一項において経営委員会の委員は協会の業務を執行することができない旨を定めており、第二項において経営委員会の委員が個別の放送番組の編集について干渉することができないことを明確化する旨を定めているものと承知しております。

○辰巳委員 NHK経営委員会は、会長の任命や予算、事業計画などの議決を行うNHKの最高意思決定機関であります。NHKの運営を国民の利益に沿うものにするために、公共の福祉に関し公正な判断を行うことができて広い経験と知識を持つ人を国会が同意して首相が任命するものであります。

古賀委員長に改めて確認をしたいと思うんですが、経営委員会はいかなる理由があっても番組内容に介入はできないということですね。

○古賀参考人 私、考えますに、経営委員会とい

うのは、番組に介入どころか、私は余り議論すべきではないと思っております。番組を議論することが、いろいろな議論が出ますから、私は就任以来、委員会では議論することやめようというふうに今訴えかけているところでございます。

○辰巳委員 はっきりした答弁をいただいたというふうに思います。

それでは、NHKの報道に猛抗議を行った郵政側に改めて確認したいと思うんですね。放送後、郵政側が、詐欺、押売などの犯罪的営業を組織ぐるみでやっているかの印象を与えるものであり、名誉を著しく毀損するとたんかを切ったわけですね。郵政側に確認します。一連の経過からして、このNHKの番組の内容は結果的にはおおむね正しかったということよろしいですね。

○加藤参考人 答え申し上げます。

かんば生命保険商品の募集問題につきましては、二〇一九年の十二月に不適正募集として監督官庁の処分を受け、二〇二〇年の会見におきまして当社社長の増田も発言しているのとおり、お客様の信頼を裏切り、御契約者の皆様に不利益を発生させた事実として位置づけしておりますので、御指摘のNHKの番組内容はおおむね事実として、当社グループ全体できちんと対応すべきものであったと認識しております。

今後は、ステークホルダーの様々な御意見に真摯に耳を傾け、早期の問題把握と解決に取り組んでいく考えであります。

○辰巳委員 郵政が三度にわたって抗議し、あるいは書簡をNHK側に送りつけた。このときには、番組制作者が番組制作と経営は分離しているため会長は番組制作に関与しないと発言したことを殊更問題視して、番組制作、編集の最終責任者は会長であることは放送法上明らかなんだ、こう抗議してガバナンスの検証を求めたわけですね。ただ、番組制作者がやり取りで、その場で言った言葉を、鬼の首を取ったように日本郵政という大企業が上段でガバナンスの検証を文書で求めるというのは、私は、言葉は悪いですけど

も、子供じみた揚げ足取りの嫌がらせだというふうに言わなければならないと思うんですね。

改めて聞きたいと思うんですね。一連のやり取りの中で発せられたNHK側の発言を殊更問題視してNHKのガバナンスとして検証を求めること自体が適切ではなかったんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○加藤参考人 お答え申し上げます。

二〇一八年当時、当社グループの三社長がNHKの経営委員会に対しましてガバナンス検証を求める申入れを行ったことは承知しておりますが、当時の三社長がどのような意図、目的でこの申入れを行ったかの詳細までは承知しておりません。しかしながら、現時点におきましては、NHKのガバナンス体制に対して抗議を行ったことは当社グループから申し入れる内容としては適切なものではなかったのではないかと考えております。

○辰巳委員 重要な答弁が出たと思うんですね。三回の抗議、そして書簡を送りつけたことは適切ではなかった。もちろん、その抗議の中にはガバナンスの検証も含まれているわけですから、ガバナンスの検証自体を求めたことも適切ではなかったと、郵政側から重要な答弁がされたというふうに思います。適切ではなかった、これは当然のことだと思うんですね。

ただ、ガバナンスを口実に、NHKの経営委員会よりNHKの当時の上田会長に嚴重注意がされてしまったわけであります。しかし、実際はガバナンス問題そのものが存在してこなかったと私は思います。

抗議があった際に、監査委員会の事務局は編成局と上田会長へのヒアリングを実施しております。私は、そのときの監査委員会の事務局が作成した「郵政三社からの経営委員会宛て書状への対応について」という文書を手差しして、今日、資料にもつけております。ここには、調査内容の詳細と、最後には調査結果が記されております。古賀委員長、調査結果を読み上げていただけますでしょうか。

○古賀参考人 調査の結果、本案件が危機管理対応の責任者である編成局計画管理部長、局長大型企画開発センター長、専務理事、会長にいち早く報告され、会長の了承を得ながら組織として対応したこと、局長が直接説明するという通常より手厚い対応を行い、さらに会長が直接当事者の社長に説明していることから、協会の対応についてガバナンス上の瑕疵があったとは認められないと記載されております。

○辰巳委員 ですから、監査委員会としても瑕疵はないと、ガバナンスについてはそういう結論が出されているわけですね。しかし、今あったように、郵政の抗議というのはガバナンスに対する抗議ではなくて、郵政側の抗議というのはNHKが放映した報道の本身そのもの、ここが本丸だというのは、この間に公開をされてきた議事録で私は明らかだと思うんですね。

十月の二十三日の経営委員会の議事録を見てみますと、例えば、森下氏は、本当は彼らの気持ちには納得していないのは取材の内容、あるいは別の委員は、彼らの本来の不満は内容にある、内容についてはつけないから、その手続論の小さな瑕疵のことで攻めてきている、こうあるわけですね。そして、この間の議事録が公開をされて明らかになったのは、経営委員会自身が番組の内容を議論して、番組の内容あるいは取材手法に対して介入とも取れるやり取りをしていたんじゃないかというところだと思うんですね。

十月二十三日の議事録を見ますと、森下代行はこう言っています。今回の番組の取材も含めて極めて稚拙といえますかね、さつき取材が正しいという話もあったけれども、取材はほとんどしていないんだ、実際、現場に行っていないと。そんなことはないと思うんですね。全く詐欺行為だとか、自分たちに合うようなストーリーで言葉を取っている、それで郵政の連中が怒っちゃったんだと。こういうやり取りを十月二十三日の議事録

の中ではつきりとしているわけですね。冒頭、郵政側からは、書簡を送りつけたこと、つまりガバナンスを含めて検証を求めたことそのものが不適切だったということとを答弁されました。そして、監査委員会の中でもガバナンスの問題はないということも言われました。問題は、この中身について、経営委員会がごちゃごちゃと取材手法についてもやっている。

古賀委員長、先ほど古賀委員長は経営委員会というのは放送内容の中身について議論することも慎むべきなんだという趣旨のことをおっしゃったと思うんですね。この間、何年もの間、この内容について介入があったのかどうなのか。ガバナンス云々、そして書簡のやり取りもした、嚴重注意もやった、このことでNHK経営委員会はいろいろなところで、もちろん前代の委員長なども答弁されてきたと思うんですね。去年の十二月にこの議事録が出て、その中身を見ると、やり取りを見てみると、当時の経営委員会のやり取りというのは、放送法違反と言われても仕方のないやり取りがあったんじゃないかと私は思うんですね。率直に、古賀委員長、あの議事録を見てどう考えますか。

○古賀参考人 議事録は、和解のときに世の中に公開させていただきました。議事録はきちんと作って公開すべしという法の趣旨にのっとって、現経営委員長として、それは責任を持ってやるべきだと思いましたがやりませんでした。

ただ、中身について、私も読みました、委員がおっしゃるような観点もあろうかと思いますが、私自身の感覚は感覚であります。ただ、中身が云々というよりは、私は、非常に反省すべきは、番組について言い方はともかくこういう議論がなされたこと自体が非常に疑惑を招き、いろいろな取り方を生む。

したがって、私としては今後にしか責任を持てませんが、今後については、先ほど申し上げましたように、経営委員会の中で番組については議論しない、議論しない、これを徹底してまいりたい

い、こういうことを胸に誓っている次第でございます。

○辰巳委員 これからの経営委員会がどういう立場で運営に対して臨んでいくのかという決意を語られたと思うんですが、ただ、事の経過、議事録を見ますと、ガバナンス問題を口実に嚴重注意をしているんです。けれども、郵政側も、あるいは監査委員会にもあるように、ガバナンス問題というのはそもそも口実なんですよ。そういうことで嚴重注意をしているのかということがやはり問題にされてきたわけですね。

私は、古賀委員長が今できるのは、NHK会長への嚴重注意の撤回だと思うんですね。撤回だと思っんですね。そのまま撤回するべきやと私は思います。委員長、どうですか。

○古賀参考人 先ほど来申し上げておりますが、二〇一八年十月に当時の経営委員会が上田元会長に注意を申し入れたということは事実であります。ただ、注意に至る議論の中で、過去の番組に関する意見、感想、こういうものが出たことによつて、委員がおっしゃるように、番組編集に介入したのではないかと、こういう疑念を持たれているわけでございます。このことについては、当時の経営委員会自身もその後、深く反省しているという旨をホームページにも掲載しております。

したがって、当時の経営委員会もそのことについては深く遺憾の意を表しているわけでございまして、私としては、先ほど来申し上げていますように、放送法三十二条の規定のとおり、経営委員が個別の番組の編集に関与できない、このことをもう一回きちつと認識を徹底させて運営してまいりたい、このように思っている次第でございます。

○辰巳委員 古賀委員長、当時の経営委員会は何を反省しているんですか。もうちょっと具体的に述べていただけませんか。

○古賀参考人 注意に至る議論の中で過去の番組に関する意見あるいは感想が出たことで番組編集に介入したのではないかとという疑念が持たれたこ

とについて当時の経営委員会が反省している、こういうことであります。

○辰巳委員 まさに疑念を惹起させるような議論をしているわけです。ガバナンスと言わなければできないよ。ガバナンスの問題というのはないのに、それを口実にやっているわけですよね。ですから、私は、古賀委員長は嚴重注意そのものを撤回するべきだというふうに思います。

二〇一八年の四月のスクープがありまして、続編が一年以上遅れてしまった、これは非常に悲しむべきことだというふうに思っております。私は、今ここに至っては、四月に報道されたNHKの番組というのが間違いではなかった、しかし名誉回復が現場にされなければならないというふうに思っています。一つの番組には、作り手の膨大な努力、情熱が注がれています。今回でいえば大スクープですから、記者や現場にとっては血沸き肉躍る、全身全霊で番組に当たったと私は思うんですよね。かんば生命が不正の事実を認めておりますので、現場の名誉回復を私は改めて稲葉会長にさせていただきたいというふうに思っております。

稲葉会長、現場の名誉回復を図るためにも、番組が間違っていないかったと、そして金輪際どこからの圧力も受けないということを明言していただきますか。

○稲葉参考人 この件は私が会長に就任する前の話でございます。詳細な事実関係を承知しているわけではございませんけれども、当該番組に関しては放送の自主自律あるいは番組編集の自由が損なわれたという事実はなかったと聞いてございます。

ただ、その上で、一般論として申し上げますと、NHKの経営委員は放送法で個別の放送番組の編集に干渉することを固く禁じられているわけございまして、今後もそれを守り遵守していただきたいと強く思っております。そうしたことを担保する意味でも、議論の内容について議事録をしっかり残して視聴者・国民の皆様は公開

し、経営をアカウンタブルな状況にしておく、説明可能な状況にしておくということが非常に重要なことだというふうに考えてございます。執行部としても常にそのような考えの下でNHKの経営に当たってございます。

○辰巳委員 現場の奮闘を願って、質問を終わります。以上です。

○竹内委員長 次に、山川仁君。

○山川委員 れいわ新選組の山川仁です。どうぞよろしく申し上げます。

今回はNHK予算になりますが、総務大臣意見について主に何っていきいたいと思います。

まず、女性職員の採用、そしてまた管理職への登用について。総務大臣意見の中では、女性職員の採用及び役員、管理職への登用を積極的に拡大することなどを求めています。それで、女性職員の採用について、また役員や管理職への登用について、NHKの方から見解をいただきたいと思っています。

○黒崎参考人 お答え申し上げます。

二〇二四年度の女性比率ですが、定期採用に占める女性の割合は四九％、職員全体に占める女性の割合は二三・五％、管理職に占める女性の割合は一三・五％、役員に占める女性の割合は二九・二％となっております。女性活躍推進法に基づく行動計画では、女性管理職の割合を二〇二五年度に一五％、二〇三〇年度に二五％とすることを目標に掲げています。定期採用では、近年、男女ほぼ半々となっておりますが、管理職への登用が増える四十歳以上の職員ですと、女性の割合が一三・九％にとどまっています。

ただ、集中異動期に向けた人事異動・体制整備方針においては女性の上位職登用の推進を明記して、主要ポストへの女性の積極的な登用を進めています。また、女性が個性と能力を最大限に発揮できる環境をつくるために、キャリアデザインを描く研修ですとか、女性を対象に経営人材を育成するためのメンター制度の実施などを通じて、NHKの方針決定に女性が幅広く参画できるように

しております。

○山川委員 ありがとうございます。是非引き続き積極的に広げていただければと思います。

総務大臣意見には記載はございませんが、障害者の雇用についても同様に伺いたいと思います。障害者の採用状況、また障害者の活躍に向けた取組についても御意見をいただきたいと思います。

○黒崎参考人 お答え申し上げます。

NHKでは、障害のある学生を対象にしたインターンシップを開催するなど、障害者雇用にも力を入れています。

障害者雇用率は、二〇二四年六月一日現在で二・五％と法定雇用率を達成しております。業務内容については、障害の有無で違いは設けていませんが、最大限のパフォーマンスを発揮できるように、職場の設備や勤務地、通勤や勤務時間なども含めて個別に必要な配慮やサポートを実施しております。また、障害のある人への合理的配慮ハンドブックを作成して、職場への受入れの理解促進にも取り組んでおります。

こうした取組によって、技術研究や事務職場のほかに取材、制作現場でも障害がある職員が活躍しております。例えば、パリ・パラリンピックでは、聴覚に障害のあるアナウンサーが現地からリポートを担当しました。また、視覚障害のある記者は、選挙のバリアフリー化を目指すみんなの選挙プロジェクトを牽引していますし、ラジオニュースでもキャスターとして出演して、誰もが暮らしやすい社会をどうやってつくっていくかということについて発信しております。

テクノロジーの活用なども進めながら、障害の有無にかかわらず多様な人材が活躍できる職場環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

○山川委員 ありがとうございます。

女性活躍 また障害者雇用、昨今の時代ではLGBTQプラスと、様々な多様性の社会になってきておりますので、是非引き続きよろしく願いたいと思います。

総務大臣意見の方に御意見をまたいただきたい

と思いますが、皆さん方にお配りした資料の一、赤線部分を御覧いただければと思います。その中で、放送センターの建て替え計画について総務大臣は十年近く前から毎年意見を述べてきております。その内容は、一言一句変更がない場合も含め、ほぼ全く同じ内容で国民への説明を求めているものです。そこで、お伺いしますが、NHKが説明責任を果たしていないから毎年総務大臣からの意見があるのかということ、大臣の見解を伺いたいと思います。

○村上国務大臣 山川委員の御質問にお答えします。

放送センターの建て替えについては、NHKが二〇一六年八月に放送センター建て替え基本計画を策定しまして、二〇三〇年代後半の竣工に向けた基本コンセプトやコスト、第一期と第二期に分けた工期等を公表しております。

その後、NHKからは第二期工事の基本設計が二〇一九年十一月に示され、昨年、二〇二四年には第一期工事の中核となる情報棟の完成が公表されているというふうに承知しております。

他方で、二〇二一年の一月に公表されたNHKの中期経営計画におきましては放送センターの建て替え計画の抜本的な見直しを行うことが示されましたが、その具体的な内容についてはいまだ明らかにされておらず、これまでの大臣意見で指摘してきたところでございます。

受信料により賄われる放送センターの建て替えは多額の投資を必要とするものでありますから、NHKにおきましては引き続き国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くしていただきたい、そのように考えております。

以上であります。

○山川委員 ありがとうございます。

同じ資料一の二ページ目に黄色い線で示しているところがありますが、令和三年から五年の総務大臣意見では、放送センターの建て替え計画の抜本的な見直しについて、その具体的な内容を早期に明らかにすることを求めています。これもN